

司法修習に関する諸問題について

1 司法修習の成績の開示について

(1) 開示についての方針

司法修習の成績が考試委員会に報告された(司法修習生に関する規則 13 条)後、希望者に対し通知することとする。

(2) 検討の前提及び参考事項

ア 「議論の取りまとめ」における指摘

「司法修習の成績の開示については、他の国家試験等の扱いを踏まえつつ、継続して検討する。」とされていた。

ここでの、「司法修習の成績」とは、新司法修習に関しては、分野別実務修習の 4 段階、集合修習の 6 段階の成績評価、現行型司法修習に関しては、実務修習の 4 段階及び後期修習の 6 段階の各成績評価のことである(司法修習生指導要綱(甲)・(乙))。

イ 他の国家試験等の扱いについて

(ア) 新司法試験については、全科目を受験した者のうち希望者に対し、合格発表後、短答式試験の科目別得点及び合計得点、短答式試験の合計得点による順位、論文式試験の科目別得点及び合計得点、論文式試験の合計得点による順位、短答式試験及び論文式試験の総合評価の総合得点及び総合順位がそれぞれ通知されている(なお、平成 19 年からは、希望者ではなく、全員に通知される。)

(イ) 国家公務員採用 I 種試験については、第 2 次試験の全試験種目を受験した者のうち、受験者から申請があれば、試験種目別の結果(粗点(人物試験は総合判定)及び標準点)及び得点合計(試験種目別の標準点の合計)が提供されている。

2 罷免手続の整備について

司法修習生の罷免が、当該司法修習生の権利義務の消滅につながるものであることから、罷免事由の最高裁判所への報告（司法修習生に関する規則 19 条）に当たって、司法研修所長又は地方裁判所長等は、事実関係を慎重に調査するとともに、対象となる司法修習生の弁明を聴くなどの措置を講ずることとする。

3 クラス編成及び導入研修について

(1) 「議論の取りまとめ」における指摘

クラス担任制については、「集合修習においては、全人格的指導を含む充実した実務教育、的確な個別指導・成績評価を行うため、クラス担任制を維持すべきである。」とされ、導入研修については、「新司法試験合格者に対する司法修習については、法科大学院の実務導入教育が始まって間もないことを考慮して、当面、冒頭にこれを補完するための過程を 1 か月程度置くこととする。」とされている。

(2) クラス編成について

従来、クラス編成はなるべく修習地が偏らないように編成してきたが、新司法修習においては、修習期間が 1 年間に短縮され、集合修習期間は修習終盤の 2 か月間のみとなることを前提に、いくつかの修習地ごとにクラスをまとめ、実務修習地と一貫したクラス編成とし、実務修習から、司法研修所教官が指導に関与していくこととする。

(3) いわゆる導入研修について

導入研修については、新 60 期は司法研修所で集合形式で実施する予定となっているが、(2)の地域別クラス編成による司法研修所教官と配属庁会の指導官との連携をより強化していくために、新 61 期以降は、集合形式での実施に代えて、司法研修所教官を実務修習地に派遣するなどして、実務修習地において導入的教育を行うこととする。